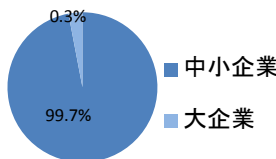


中小企業に対する課税強化

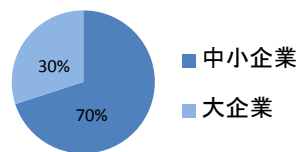
現在政府では、法人税の実効税率引き下げにともなう代替財源として、中小企業への課税強化が進められようとしています。具体的には以下の5点です。

- ①外形標準課税(法人事業税)の税率アップと、中小法人への適用拡大
- ②中小法人の800万円以下の所得に適用される軽減税率(15%)廃止
- ③欠損金の繰越控除制度の縮小
- ④減価償却の定率法の適用廃止
- ⑤同族会社の留保金課税、特殊支配同族会社(一人オーナー企業)の役員報酬の損金不算入制度の復活

全事業所に占める
中小企業の割合



中小企業で働く
従業員数

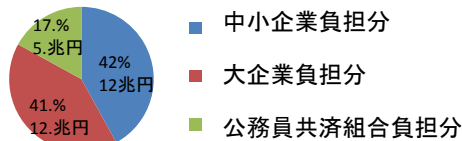


【資料】2014年版『中小企業白書』

今回の課税強化の議論では、「3割の黒字企業に税負担が偏っている」ことをことさら強調し、「7割の赤字企業にどう税負担をさせるか」「のみ」をいたずらに強く求めている。

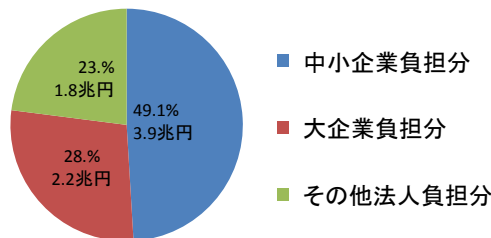
社会保険料の負担割合

中小企業は本当に
負担をしていないのか？
→応分の負担をしている！



【資料】国立社会保障人口問題研究所『社会保証給付集計表』
厚生労働省『公正年金業態規模別適用状況調査』

従業員給与から発生する所得税割合



【資料】国税庁(平成24年)『民間給与実態調査』

①外形標準課税(法人事業税)の税率アップと、中小法人への適用拡大

2002年12月の税制改正にて導入を図ったが、中小企業団体などの反対で資本金1億円超の法人に適用が限定されることになった。

- ①所得割 所得 × 9.6% ※
 - ②付加価値割 付加価値額 × 0.48% ※
(付加価値額とは報酬給与+純支払利子+純支払地代家賃+単年度損益)
 - ③資本割 資本金 × 0.2% ※
- ①+②+③=法人事業税額 ※標準税率

法人事業税の課税標準は、現行では資本金1億円以下の法人は所得割のみ。したがって、赤字法人の税額は0円となる。中小法人にも外形標準課税が課せられることになると赤字の年でも納税が必要になる。

②中小法人の800万円以下の所得に適用される軽減税率(15%)廃止

現行法人税法では原則税率25.5%、中小法人の800万円以下の所得は15%の軽減税率が適用される。

③欠損金の繰越控除制度の縮小

現行は単年度の赤字を翌事業年度以降の所得の計算上控除できる(時効9年)。

④減価償却制度の定率法の適用廃止

現在は、定率法と定額法の選択が認められている。定率法は定額法より減価償却費(経費)を早目に計上できる。

⑤同族会社の留保金課税、特殊支配同族会社の役員報酬の損金不算入制度の復活

特殊支配同族会社に該当する法人が業務主宰役員に対して支給する給与の額(以下「業務主宰役員給与額」といいます。)のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額を損金の額に算入しない制度を復活する議論がなされている。

例：社長の年間役員報酬が500万円～1,000万円の企業の場合⇒ 550,000円～780,000円程度の増税
(1,540,000円×35.64%～2,200,000円×35.64%)

法人税率引き下げと合わせ、課税対象を広げる
2015年度 16 17 18

		2015年度	16	17	18
法人実効税率(約35%→20%台)の引き下げ		●			
第1段階	外形標準課税の税率アップ(大法人のみ)	●			
	受取配当の課税拡大	●			
	欠損金の繰越控除制度の縮小	●			
第2段階	減価償却制度の定率法の適用廃止				●
	中小法人の800万円以下の所得に適用される軽減税率(15%)廃止など				?
	アベノミクス税制の廃止				●

【資料】平成26年10月9日『日本経済新聞』

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や、損害保険金でその保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象になります。

ただし、この死亡保険金の受取人が相続人である場合、次の算式で計算した額までは非課税となります。

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

(※死亡保険金を相続人以外の方が取得した場合は非課税にはなりません。)

※法定相続人4人の場合…500万円×4人=2,000万円までが非課税となります。

この場合、相続人のうち1人が2,000万円受け取った場合でも2,000万円(全額)が非課税となります。

対策1…一時払い終身保険に加入(保険料を全額最初に支払う終身死亡保険)

現金や預金が減少し、保険金に変わります…生命保険の非課税が活用できます。

対策2…生命保険で納税資金をつくる

被相続人の財産のほとんどが土地等で現金や預金が少ない場合、納税資金に困ります。

その対策として相続税シミュレーションを行い、相続が発生した場合の納税額を確認することをおすすめします。

配偶者は相続税がかからないケースが多い為、保険金の受取人は配偶者以外にした方が有利なケースが多いです。

対策3…現金、預金等110万円以下の生前贈与を行い生命保険に加入する。

現金、預金を相続人等に贈与することによって被相続人の財産が減少します。

又、贈与を受けた相続人はこの現金等で被相続人を対象にした生命保険に加入します。

※相続が発生すると死亡保険金が支払われる為、納税資金になり、生命保険の非課税も適用出来ます。

※生命保険については契約形態によって相続税、贈与税、所得税のいずれかの対象となる為、契約される場合は当法人にお気軽にお尋ね下さい。

《保険金と課税関係》

	保険契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類	課税対象
死亡保険金	夫	夫	相続人	相続税	保険金－(500万円×法定相続人の人数)
	夫	夫	相続人以外の人	相続税	保険金全額
	夫	妻	夫	所得税	一時所得(※1)の金額の2分の1
	夫	妻	子	贈与税	保険金－110万円
満期保険金・解約返戻金	夫	夫	夫	所得税	一時所得(※1)の金額の2分の1
	夫	妻	夫		
	夫	夫	妻	贈与税	保険金－110万円
	夫	妻	妻		

※1 一時所得＝保険金－正味払込保険料－特別控除額50万円

50万円を引いてマイナスになる場合は保険金に関する一時所得はゼロ

保険期間5年以下の一時払養老保険など保険金と正味払込保険料との差益に対しては源泉分離課税(他の所得と分離して、支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収する方式)が適用され、申告は不要です。

(例) 妻が死亡して、1,000万円の保険金を受け取ることになりました。今までの払込保険料は200万円。この場合の課税される税金は？

	保険契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類	課税対象
死亡保険金	夫	妻	夫	所得税	保険契約者が保険金を受け取ると一時所得となります。 「1,000万円(死亡保険金)－200万円(払込保険料)－50万円(特別控除額)＝750万円」750万円×1/2が、所得税の課税対象になります。

(例) 5,000万円の死亡保険に夫が加入。財産の相続人は、妻と子供3人。万が一、夫が死亡した場合の税金は？

	保険契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類	課税対象
死亡保険金	夫	夫	相続人(妻・子供3人)	相続税	法定相続人は妻と子供3人の計4人ですので、「500万円×4人＝2,000万円」が非課税となります。 よって「5,000万円(死亡保険金)－2,000万円(非課税分)＝3,000万円」が相続税の課税対象となります。

【ポイント】このように被保険者や受取人が誰かによって、税の種類も金額も変わってきます。そこを踏まえた上で、契約することが重要になります。また、契約者と受取人は、契約が継続中の場合はいつでも変更することが可能です。

(ただし、合理的な理由をもって変更しなければ、税務リスクがあることにご留意下さい。)